

令和元年 地方分権改革に関する提案募集

# 放置自転車等の撤去及び保管費の 徴収・収納事務の 私人委託

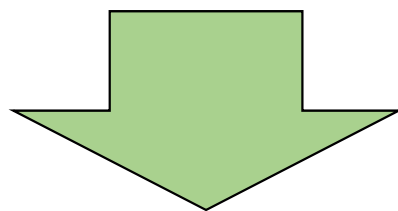
京都市

## 背景①

- ・ 京都市においては、道路等の公共の場所の機能を保全するとともに、良好な都市環境の形成に資することを目的として放置自転車等の撤去を行っている。
- ・ 放置自転車等の撤去及び保管により生じた費用(以下「保管費用」と言う。)については、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」を法的根拠として条例を制定し、徴収・収納している。
- ・ 公金の徴収及び収納を私人に委託することは、法律又は政令に特別の定めがある場合を除き地方自治法第243条により制限されている。

## 背景②

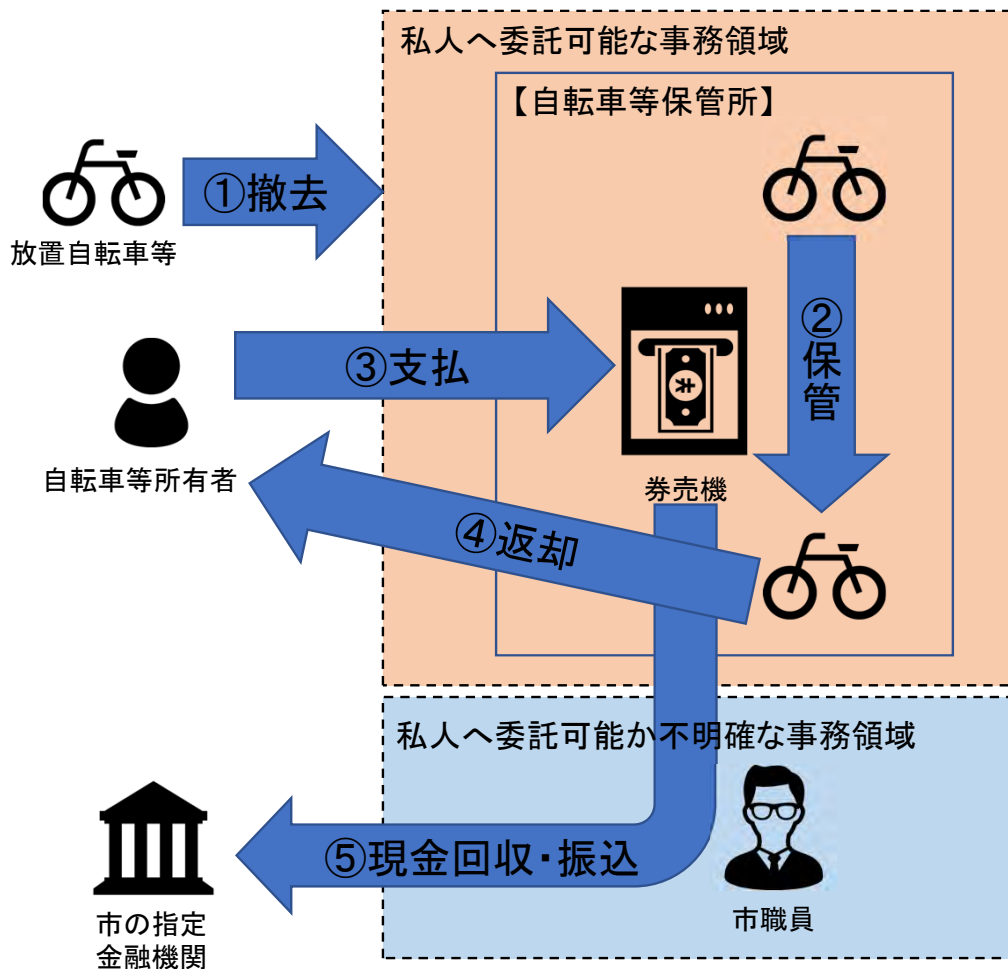
- ・ 地方自治法施行令第158条第1項第2号における「手数料」に該当する場合は、その徴収又は収納を私人に委託することができる。
- ・ しかし、「保管費用」については、上記「手数料」に該当するか否かが不明確。



私人への徴収・収納事務の委託を行えない。

# 京都市における現行運用

- 本市では、放置自転車等の保管業務を以下のように運用しているが、一部の事務を委託できず、市職員にて対応しているため、事務委託による効率化を十分発揮できていない。



## 「現金回収・振込」事務について

- 事務量  
本市では放置自転車等の保管所を市内に5箇所設置しており、毎日現金回収を行っている。
- 現在の運用のために必要なリソース  
人員数: 6人  
年間費用: 20,850千円
- その他事務内容  
調定業務や両替等、現金回収に付随する業務

# 京都市が求める措置内容

放置自転車等に係る事務を一括して私人へ委託できるよう、以下の措置を求める。

## ① 現行法にて私人へ委託可能であることの明確化

保管費用が、地方自治法施行令第158条第1項第2号に規定されている「手数料」に含まれること等を明確化し、通知等を行っていただきたい。

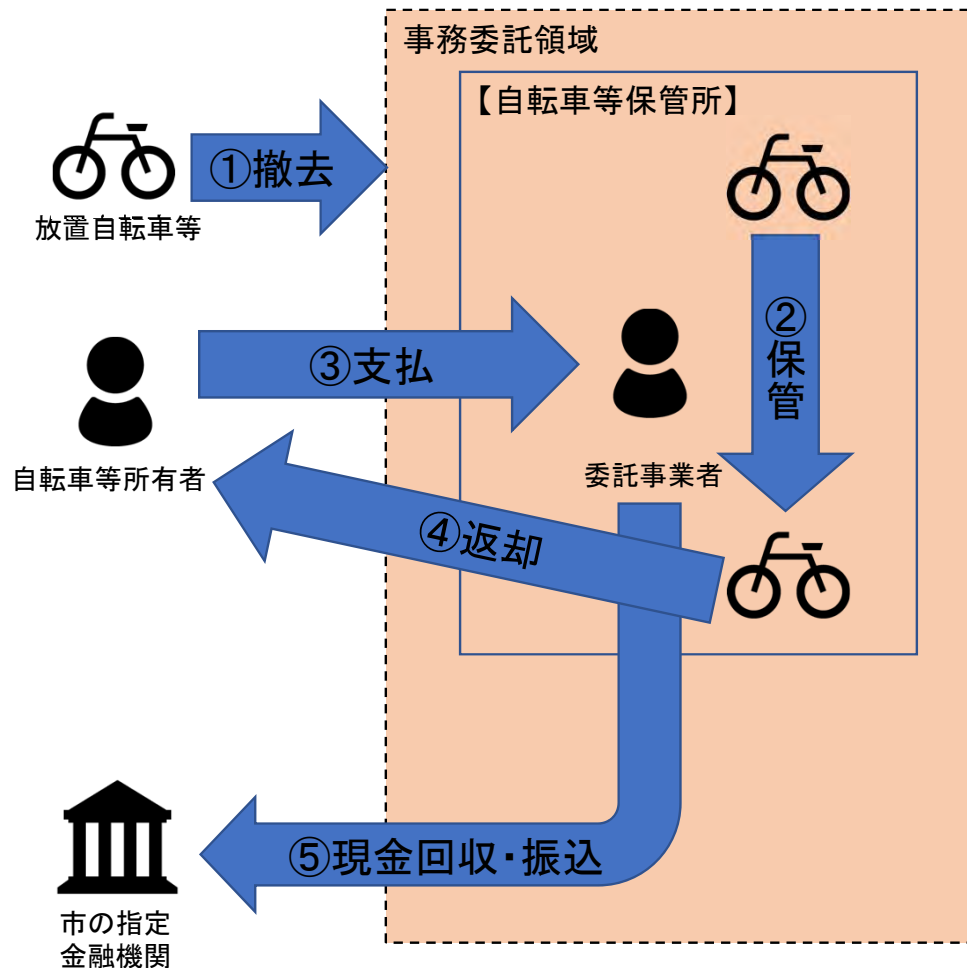
もしくは

## ② 新たな規定の創設

「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」等に、保管費用の徴収・収納事務について、私人へ委託することができるよう規定を設けていただきたい。

# 本提案が実現した場合の効果等

- ・ 放置自転車等に関する保管業務をすべて委託し、余剰人員を自転車政策の立案等、職員が実施すべき事務へ転換する。



## 【委託による効果】

- ・ リソース面での効果
  - 人員数 : 6人削減
  - 年間費用 : 20,850千円減少
  - 券売機 : 12台減
  - 年間費用 : 3,300千円減少
- ・ その他
  - 調定業務や両替等、現金回収に付随する業務の削減

# (参考) 関係法律

## 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律【第6条第5項】

第一項の条例で定めるところによる放置自転車等の撤去及び同項から第三項までの規定による自転車等の保管、公示、自転車等の売却その他の措置に要した費用は、当該自転車等の利用者の負担とすることができる。この場合において、負担すべき金額は、当該費用につき実費を勘案して条例でその額を定めたときは、その定めた額とする。

## 地方自治法【第243条】

(私人の公金取扱いの制限)

普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行わせてはならない。

## 地方自治法施行令【第158条第1項】

(歳入の徴収又は収納の委託)

次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。

- 一 使用料
- 二 手数料
- 三 賃貸料
- 四 物品売払代金
- 五 寄附金
- 六 貸付金の元利償還金
- 七 第一号及び第二号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第三号から前号までに掲げる歳入に係る遅延損害金

# 審査請求を全部認容する場合における地方自治法に基づく議会への諮問手続の廃止について

101



令和元年7月16日（火）  
山口県 下関市

39\_審査請求を全部認容する場合における地方自治法に基づく議会への諮問手続の廃止(下関市)



# 行政不服審査法の目的（第1条より）

## 行政不服審査法の性格

行政内部における、既に行われた処分に、違法・不当な点がある場合において、その是正を図り、処分の相手方の権利を保護するとともに、行政の適正な運営を確保するための制度。

## 行政不服審査法の目的

簡易迅速かつ公正な手続の下で、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保すること。

# 審査手続の流れと下関市の審理体制の状況

審査請求人



審査庁への審査請求の申立て

補正・審理員の指名

審理員による審理

書面審理を原則とする審理手続

審理員意見書の作成、提出

行政不服審査会等での審理

審理員審理を踏まえた再検討、答申

審査庁による裁決

《事務局等体制》

審査庁

総務部総務課

審理員

法務部門に所属経験のある職員（候補者：17人）

行政不服審査会

山口県市町行政不服審査会（委員：3人）

103

# 下関市における審査請求の申立件数の推移

- 審査請求の申立件数は、年平均9件
- 審査会等への諮問は、年平均3件（議会への諮問は、過去3年間で1件のみ）

104

分野別	平成28年度						平成29年度						平成30年度					
	申立 件数	認容	棄却	却下	取下げ	係属中	申立 件数	認容	棄却	却下	取下げ	係属中	申立 件数	認容	棄却	却下	取下げ	係属中
地方税関係	3			1		2	4			2		2	9		2	1		6
児童福祉関係	4		4				2	1		1								
情報公開等関係	1		1				1	1					3				2	1
その他	1			1														
合計	9	0	5	2	0	2	7	2	0	3	0	2	12	0	2	1	2	7
うち議会の諮問 を要したもの							1	1										

# 支障事例（具体例）

審査請求人



## 《事案概要》

公立保育所の保育料について、ひとり親家庭等の事情により、本来月額0円となるところ、児童扶養手当の申請前のため、家庭状況が十分に考慮されず、月額20,200円の決定が行われた。このため、審査請求がなされたもの。

審査庁への審査請求の申立て

補正・審理員の指名

審理員による審理

審査請求を認容し、原処分を取り消すべきである。

議会での審理

審査請求を認容することが妥当である。

審査庁による裁決

審査請求を認容し、原処分を取り消す。

## 問題点（総論）

- ▶ 行政処分等に対する審査請求については、個別法に特別な定めがある場合を除き、行政不服審査法に定める手続により審査を行い、裁決を行わなければならない。
- ▶ 地方自治法に規定する処分に対する審査請求については、地方自治法に定める手続によらなければならない。
- ▶ 行政不服審査法では、処分についての審査請求を全部認容する場合は、行政不服審査会への諮問を必要としない旨の規定となっているが、地方自治法に基づき議会に諮問して決定をしなければならない審査請求については、行政不服審査法の当該規定が適用されない。

◆ 諮問の要否に係る比較

裁決の区分	行政不服審査法		地方自治法	
	要	不要	要	不要
却下		○		○ (要・事後報告)
棄却	原則○		○	
全部認容		○	○	
一部認容	原則○		○	



諮問を要しないことによる手続期間の短縮効果の見込みは1~2か月程度

➤ 審査請求人は早期の裁決を得たくても、議会手続の終了を待たなければならない。

- 〔 付随事項 〕
- ・ 審査請求人に対し議会に諮問することの説明を要する。
  - ・ 議会手続に係る事務が発生する。

# 問題点（各論）

## ◆ 現行の保育料制度及び審査請求の諮問に係る根拠法における比較

区分	公立保育所	私立保育所
歳入の種類	使用料	負担金
根拠規定	地方自治法第225条、市町村の条例	子ども・子育て支援法附則第6条第4項
諮問に係る根拠法	地方自治法	行政不服審査法



- 保育料決定処分に対する審査請求が認容されたときは、それが公立保育所に係る場合には、地方自治法の規定より議会手続の終了を待たなければならず、一方、私立保育所に係る場合には、行政不服審査法の規定により行政不服審査会への諮問が不要となり、審査請求人が裁決を受ける時期に、制度上不均衡が生じている。
- 公立・私立の違いをもって、保育料決定処分に対する救済手続に差異が生じることは、保育所の利用者にとって分かりづらく、手続きに対する納得を得にくい。

# 提案内容

## 提案内容

地方自治法においても行政不服審査法と同様に、処分についての審査請求を全部認容する場合は、議会への諮問手続を廃止し、事後の議会への報告とするよう、地方自治法の改正を求めるもの。

## 期待される効果

- 審査請求人は速やかに裁決を得ることができ、早期の権利利益の救済が図られる。
- 審査請求に対してより簡易・迅速な審理手続が可能となり、また市民に対しても納得を得やすく、制度の信頼性向上に寄与する。